

「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施について

九州運輸局・福岡運輸支局は、「年末年始の輸送安全総点検」を平成30年12月10日（月）から平成31年1月10日（木）まで実施します。

各会員事業所におかれましては、「重点点検事項・自動車局点検事項」をご理解のうえ、一層の安全運行管理体制の強化を図り、交通事故の絶滅を期されますようお願いいたします。

なお、具体的な計画に基づき、この総点検に取り組んでいただくため、次ページの「点検表」を平成31年1月18日（金）までに福岡県トラック協会 業務一課宛FAX（092-451-7964）にて提出をお願いします。

《重点点検事項》

- ①安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- ②自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ③テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

《自動車局点検事項》

- ①健康管理体制の状況
- ②運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ③運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ④車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

点検表(トラック関係)

事業所名: _____

点検実施日: _____

重点点検項目	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1 健康管理体制の状況		
(1) 定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受信させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の業務に係る意見を聴取しているか。		
(2) 医師からの意見等を動機し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3) 乗務前点呼において「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って運転者が安全に業務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。		
(4) 運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があること運転者に周知しているか。		
(5) 脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の普及かつ早期発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。（「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」を、実施していない又は検討していない場合は「×」を記入。）		
2 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況		
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告知の内容（特に長距離運転又は夜間運転時の乗務時間）を遵守しているか。		
(2) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。（該当事業者のみ）		
3 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況		
(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2) 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4) 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
4 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況		
(1) 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。特にホイール・ナット及びボルトの緩み等について確認しているか（※）。また、自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。（※）については、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。		
(2) 車輪脱落事故を防ぐため、ホイール・ナット及びボルトの緩み等について運行前点検で確認をしているか。また、冬用タイヤへ交換を実施した後、50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めを実施しているか。（車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。）		
(3) スペアタイヤ、工具箱等を車両へ固定する構造・装置に關し、腐食等による損傷やボルトの緩み、固定状況等について点検を実施しているか。（車両総重量8トン以上に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。）		
(4) 過去1年間において、（2）の点検の結果、何らかの改善を行ったことがある場合は、右欄にその内容（損傷状況、改善方法等）を記載すること。		
点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1 点呼の実施、運転者に対する指導監督及び車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況		
(1) 点呼簿に睡眠不足を確認する欄を設けているか。点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実にしているか。		
(2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4) 運転中の携帯電話、スマートフォンの使用の禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(5) 過積載運行等の防止を図っているか。		
(6) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造（例：不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラスへの裝飾板の取付、突入防止装置の取外し、基準不適合となるマフラー取付け等）の防止が徹底されているか。		
2 コンテナ輸送における安全対策の実施状況(該当事業者のみ)		
(1) コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。		
(2) トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。		
(3) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。		
(4) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。		
(5) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないかを確認し、これらのおそれがある場合には、事業者と連絡するよう運転者に指導しているか。		
3 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況		
(1) 自然災害・事故・事件等発生時（テロ発生時を除く。）における対応措置（連絡通報体制、避難誘導体制等）を整備・構築しているか。		
(2) 自然災害・事故・事件等発生時（テロ発生時を除く。）において連絡通報体制、避難誘導体制等が機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード（イエローカード）の携行その他必要事項について規定されているか。（該当事業者のみ）		
(4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある連絡対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当へ入連絡できる体制を整えているか。		
4 テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況		
(1) 始業・終業時における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
5 新型インフルエンザ対策の実施状況		
(1) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(2) インフルエンザの流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画または対応マニュアルが策定されているか。		
点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数	回	

(注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)により記入すること(該当しない場合は空欄とする)。

提出先 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18-8 (公社)福岡県トラック協会 業務1課 TEL092(451)7845 FAX092(451)7964
 提出期限 平成31年1月18日(金) ※FAXによる提出も可